

五ノ神幼稚園の認定こども園移行に係る利用定員設定について

令和8年4月からの認定こども園（新制度幼稚園）への移行について、五ノ神幼稚園より特定教育・保育施設確認申請書が提出されました。子ども・子育て支援法第34条に定める特定教育・保育施設の基準を満たしていますが、確認にあたっては、子ども・子育て支援法第31条の規定により定員を設定する必要があります。

子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に定める合議制の機関として、羽村市では子ども・子育て会議を置いていることから、子ども・子育て支援法第31条第2項に基づき、本会議にて意見を聴取いたします。

□対象施設

五ノ神幼稚園 （羽村市緑ヶ丘1-10-10）

□利用定員（案）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	5人	21人	24人	25人	75人
2号		15人	15人	20人	50人

□認可定員

満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
20人	100人	115人	115人	350人

【参考】

□現時点での市内幼稚園の状況

幼稚園型認定こども園：ルーテル羽村幼稚園

新制度幼稚園：さかえ幼稚園、富士学院幼稚園、羽村善隣幼稚園

従来型幼稚園：村野小鳩幼稚園、五ノ神幼稚園（R8.4 認定こども園移行予定）

※富士学院幼稚園についても、令和8年4月に認定こども園へ移行予定です

□根拠法令

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条

第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八

五ノ神幼稚園の認定こども園移行に係る利用定員設定について

条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。) を除き、法人に限る。以下同じ。) の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第三十四条

特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準(以下「教育・保育施設の認可基準」という。)を遵守しなければならない。

二 幼稚園

学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準(第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第二項において「設置基準」という。)(幼稚園に係るものに限る。)

第七十二条

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。